

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

えっ、通信販売は クーリング・オフできない!?



渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



Q ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく「返品できない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフはできないのか。

A できません。

この通信販売はクーリング・オフ制度がありません。通信販売の返品に関しては、購入時の特約に従うこととなります。この際に返品特約を表示していない場合、商品受取日から8日間の内に消費者が送料を負担することにより返品ができます。ネット通販では、表示だけでなく最終申し込み画面にも返品特約を表示していなければ返品することができます。

ソーシャルゲーム上のアイテム購入による課金も実は通信販売にあたる場合があります。つつい利用してしまう通信販売。購入の際は、注文を間違えないようにすることも重要ですが、返品特約も気にかけてみましょう。

